

政令第 号

地方自治法施行令の一部を改正する政令第 号

(昭二四、一、二二)

内閣は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)附則第十條第二項但書の規定に基き、未役員者給與はの一部を改正する法律(昭和二十三年法律第二百七十七号)を實施するため、この政令を制定する。

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)の一部を次のように改正する。

附則第五條を次のように改める。

第五條 海軍の軍人軍属であつた者及びその家族等に対する俸給その他の給與に関する事務(未役員者給與法(昭和二十二年法律第六十七号)に基き、未役員者給與はの一部を改正する法律(昭和二十三年法律第二百七十七号)を實施するに關する事項を除く。)については、地方自治法附則第十條第一項の規定にかかわらず、引揚技報處設置令(昭和二十三年政令第二百二十四号)の定めるところによる。

附則

この政令は、公布の日から施行し、昭和二十三年十二月二十九日から適用する。